

広島県告示第七百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
広島県広島市安佐南区沼田町伴、同区沼田町中畑、同区沼田細坂、同区沼田町大塚及び同区伴東一丁目地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	土石流	次の図のとおり	安川支川（三五八）	土石流	次の図のとおり
	安川支川（三五九）	土石流	安川支川（三五九）	土石流	次の図のとおり
	中畑川（三六〇a）	土石流	中畑川（三六〇a）	土石流	次の図のとおり
	中畑川（三六〇b）	土石流	中畑川（三六〇b）	土石流	次の図のとおり
	中畑川（三六〇c）	土石流	中畑川（三六〇c）	土石流	次の図のとおり
	安川支川（三六一a）	土石流	安川支川（三六一a）	土石流	次の図のとおり
	安川支川（三六一b）	土石流	安川支川（三六一b）	土石流	次の図のとおり
	宮の谷川（三六二a）	土石流	宮の谷川（三六二b）	土石流	次の図のとおり
	宮の谷川（三六二b）	土石流			
宮の谷川（三六二隣）	土石流				



安川支川（六一二二）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一二二）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一三〇）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一三〇）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一五九 a）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一五九 a）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一五九 b）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一五九 b）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一五九隣）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一五九隣）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一二九 a）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一二九 a）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一二九 b）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一二九 b）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一二九 c）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一二九 c）	土石流	次の図のとおり
安川支川（六一二九 d）	土石流	次の図のとおり	安川支川（六一二九 d）	土石流	次の図のとおり
大塚川支川（六一五三 a）	土石流	次の図のとおり	大塚川支川（六一五三 a）	土石流	次の図のとおり
大塚川支川（六一五三 b）	土石流	次の図のとおり	大塚川支川（六一五三 b）	土石流	次の図のとおり
大塚川支川（六一五三 c）	土石流	次の図のとおり	大塚川支川（六一五三 c）	土石流	次の図のとおり
大塚川支川（六一五三 d）	土石流	次の図のとおり	大塚川支川（六一五三 d）	土石流	次の図のとおり
大塚川支川（六一五五隣）	土石流	次の図のとおり	大塚川支川（六一五五隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。